

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>越谷八潮線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>越谷市大字西方字上手三〇九二番一地从から 同市大字西方字上手三一〇六番一地从先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十九年三月二十五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年三月二十四日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号における道路予定区域の供用開始である。延長二九四・二八メートル</p>